

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

岐阜労働局
(P 1, P 2)

岐阜県
(P 3)

法テラス岐阜
(P 5)

岐阜県弁護士会
(P 6)

岐阜県司法書士会
(P 7)

岐阜県社会保険
労務士会
(P 8)

～紛争解決制度を利用したい方～

岐阜労働局
(P 1, P 2)

岐阜県労働委員会
(P 4)

岐阜県弁護士会
(P 6)

岐阜県司法書士会
(P 7)

岐阜県社会保険
労務士会
(P 8)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

岐阜県内の
簡易裁判所
(P 9)

岐阜地方裁判所
(P 9)

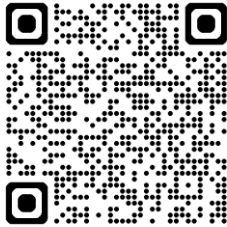
	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	●岐阜労働局 総合労働相談コーナー （岐阜労働局雇用環境・均等室内） （住所）岐阜市金竜町 5-13 4 階 （電話）058-245-8124 ●岐阜総合労働相談コーナー （岐阜労働基準監督署内） （住所）岐阜市五坪 1-9-1 3 階 （電話）058-207-0068 ●大垣総合労働相談コーナー （大垣労働基準監督署内） （住所）大垣市藤江町 1-1-1 （電話）0584-80-5078 ●高山総合労働相談コーナー （高山労働基準監督署内） （住所）高山市花岡町 3-6-6 （電話）0577-32-1180 ●多治見総合労働相談コーナー （多治見労働基準監督署内） （住所）多治見市音羽町 5-39-1 3 階 （電話）0572-88-8001 ●関総合労働相談コーナー （関労働基準監督署内） （住所）関市西本郷通 3-1-15 （電話）0575-22-3251 ●恵那総合労働相談コーナー （恵那労働基準監督署内） （住所）恵那市長島町正家 1-3-12 2 階 （電話）0573-26-2175 ●岐阜八幡総合労働相談コーナー （岐阜八幡労働基準監督署内） （住所）郡上市八幡町有坂 1209-2 3 階 （電話）0575-65-2101 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決 援助サービス！	総合労働相談 コーナーにお ける情報提 供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ（パワハラ）など、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 平日 9:00～16:30 正午の 1 時間を除く（原則） ※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けていません。 ※ 各コーナーのうち高山、多治見、関、恵那、岐阜八幡につきましては、月 15 日ないし月 8 日の開設ですので、まずはお電話にて相談をお願いします。
	●関総合労働相談コーナー （関労働基準監督署内） （住所）関市西本郷通 3-1-15 （電話）0575-22-3251	岐阜労働局長 による助言・ 指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、岐阜労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 【費用】 無料。
	●岐阜八幡総合労働相談コーナー （岐阜八幡労働基準監督署内） （住所）郡上市八幡町有坂 1209-2 3 階 （電話）0575-65-2101 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決 援助サービス！	岐阜紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、岐阜労働局長から委任を受けた岐阜紛争調整員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岐阜労働局 (雇用環境・均等室)	岐阜労働局 雇用環境・均等室 (住所) 岐阜市金竜町 5-13 4 階 (電話) 058-245-1550 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密 厳守の紛争解決援助サービス！	相 談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクハラ、パワハラ、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇などの男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
			【相談日時】 平日 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		岐阜労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法（パワハラ）、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、岐阜労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、迅速に解決を図る制度です。
			【費用】 無料。
		調 停	【制度概要】 男女雇用機会均等法（セクハラ、男女差別）など、労働施策総合推進法（パワハラ）、育児・介護休業法（マタハラなど）、パートタイム労働法（同一労働同一賃金など）に関わる民事上の個別労働紛争に関して、岐阜労働局長から委任を受けた岐阜紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。
			【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岐阜県	●岐阜県商工労働部労働雇用課 (住所) 岐阜市藪田南 2-1-1 (電話) 058-272-8399 (直通) (URL) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3063.html 	相 談	【制度概要】 県内の労働者や中小企業労使関係者からの働くうえでの各種相談（解雇、賃金の未払いなど）に対して、内容に応じた相談窓口の案内や助言、情報提供を行っています。
	●岐阜地域産業労働室 (住所) 岐阜市藪田南 2-1-1 (電話) 058-272-1111 (代表)		【費用】 無料。
	●西濃県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 (電話) 0584-73-1111 (代表) ●揖斐県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 (電話) 0585-23-1111 (代表) ●可茂県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 (電話) 0574-25-3111 (代表)		【相談方法】 電話又は面談 ※ まずは、お電話でご相談ください。
	●中濃県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 (電話) 0575-33-4011 (代表) ●東濃県事務所産業労働課産業労働係 (住所) 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 (電話) 0572-23-1111 (代表) ●恵那県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 (電話) 0573-26-1111 (代表) ●飛騨県事務所振興防災課産業労働係 (住所) 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 (電話) 0577-33-1111 (代表)		【相談日時】 月曜～金曜日 8:30～17:15 ※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けていません。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
岐阜県労働委員会	岐阜県労働委員会事務局 (住所) 岐阜市藪田南 2-1-1 (電話) 058-272-8790 (URL) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1144.html 	個別的労使紛争の あっせん	【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が公正・中立な立場で当事者双方の主張を聞いて、問題点の整理や、解決策の検討を行うことによって解決のお手伝いをいたします。 労働者委員・使用者委員のそれぞれの立場に立った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みやあっせん員の示したあっせん案への合意が得られない場合、同手続きは終了となります。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁又は不当労働行為救済申立ての制度を利用することができます。
	【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！		【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	法テラス サポートダイヤル （電話）0570-078374	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあり、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 【費用】 無料。 【利用方法】 電話又は来所。 【受付日時】 ●法テラスサポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝日・年末年始休業） 【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。
	法テラス岐阜 （住所） 〒500-8812 岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2 階 （電話）0570-078345 （URL） https://www.houterasu.or.jp/site/soudan-tatekake/goriyounonagare.html  【特長】 国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お気軽にお問い合わせください！	民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料。 （但し、資力要件があります。） 【利用方法】 事前予約制（Web 予約可）。 【注意点】 <u>収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を案内することがあります。</u> 援助を受けるためには、①月収が一定額以下であること（単身者 182,000 円以下、2 人家族 251,000 円以下等）②保有資産が一定額以下であること（単身者 180 万円以下、2 人家族 250 万円以下等）、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（立替制度）、④民事法律扶助の趣旨に適することの条件を満たす必要があります。 <u>※法テラスの事務所での法律相談のほか、弁護士会の法律相談センター、法テラスと契約のある弁護士等の事務所等でもご相談いただけます。</u>

問い合わせ先		利用できる制度	制度概要等
岐阜県弁護士会 岐阜市端詰町 22 番地 (住所) (電話) 058-265-0020 (URL) http://www.gifuben.org/ 		一般有料法律相談 (予約制)	解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。 【費用】 相談料 30 分 5,500 円 (税込) 【相談日時】 (日曜祝日、年末年始は除く) 岐阜県弁護士会館 月～金 13:00～16:00 土 (第 1・第 3) 10:00～12:00 岐阜駅前 水 (第 1・第 3) 18:00～20:00 大垣 木 18:00～20:00 高山 火 17:30～19:30 八幡 木 13:00～16:00 みのかも 木 13:00～16:00 中津川 木 13:00～16:00 多治見 (休 止 中) 詳細は岐阜県弁護士会にお問い合わせください。
		無料法律相談 (予約制)	クレジット・サラ金相談 月 13:00～15:00 木 10:00～12:00 交通事故相談 火・金 9:30～12:00 13:30～16:00 (祝日、年末年始は除く)
		示談斡旋センターによる示談の斡旋	【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。 【費用】 申立手数料、期日手数料、成立手数料が必要です。 【その他】 費用、手続き等の詳細は、岐阜県弁護士会にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
岐阜県司法書士会	岐阜県司法書士会総合相談センター (住所) 岐阜市金竜町 5-10-1 (URL) https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/soudan 	無料法律相談	【サービス内容】 給料不払いなどの労働問題について、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。(紛争の価格が 140 万円以下の場合) 【費用】 無料。 【利用方法】 要 Web 予約 (左の QR コードからアクセス) 【相談会場・相談日時】 ●岐阜県司法書士会館 毎月第 1, 第 3 日曜日 13:00~16:00 (相談時間 35 分) ●大垣市総合福祉会館 毎月第 2 日曜日 13:00~16:00 (相談時間 50 分) ●美濃加茂市生涯学習センター 毎月第 4 日曜日 13:30~16:15 (相談時間 30 分) ●瑞浪市総合文化センター (中央公民館) 毎月第 2 水曜日 18:00~20:00 (相談時間 50 分) ●郡上市総合文化センター 毎月第 3 土曜日 9:15~11:45 (相談時間 30 分) ●高山市民文化会館 毎月第 3 土曜日 13:00~16:00 (相談時間 30 分) 相談会場、相談日時は変更になる場合があります。事前に HP をご確認ください。
	岐阜県司法書士会 司法書士調停センター —あゆみ— (住所) 岐阜市金竜町 5-10-1 (予約電話) 058-246-1568 (予約受付時間) 平日 9:00~17:00 (祝祭日、夏季休暇、年末年始を除く)	調停	【制度概要】 紛争の価格が 140 万円以下の民事に関する紛争について、センター長が手続実施者名簿に登録された司法書士を選任し、紛争解決に向けて調停を実施します。 【費用】 申立事務手数料 1 万円 期日手数料 1 万円 (第 1 回期日分は申立人負担・第 2 回以降分は「原則として」当事者で均等負担) 合意成立手数料 3 万円 (「原則として」当事者で均等負担) * 消費税が別途必要になります。 【相談会場】 ●岐阜県司法書士会館内 * 調停センターを利用する前に、司法書士総合相談センターをご利用されることをお勧めします。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	総合労働相談所 (住所) 岐阜市藪田東 2丁目11番地11 (電話) 058-272-2470 0570-064-794 (ナビダイヤル) (URL) https://gifu-syarousi.or.jp/labor-consultation/ 	総合労働相談	【サービス内容】 賃金の不払い、いじめ・嫌がらせ、退職勧奨、労働保険・社会保険の給付など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料。 【利用方法・相談時間】 電話相談（面談による相談は現在休止中） 月・水・金 13:00～17:00 ※16:30 受付終了 （休業 土日祝祭日、お盆、年末年始）
	社労士会労働紛争解決センター岐阜 (住所) 岐阜市藪田東 2丁目11番地11 (電話) 058-272-2470 (URL) https://gifu-syarousi.or.jp/resolution-center/ 	労働紛争解決センターによるあっせん	【サービス内容】 労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴くなどしながら、その知見と経験を活かして「あっせん」という手続きを行い、簡易、迅速に解決（和解の仲介）する機関です。 センターで取り扱う紛争は次のいずれにも該当するものです。 ・岐阜県内の事業所で発生した紛争、若しくは、被申立人の所在地が岐阜県内にあるもの。 ・個々の労働者と事業主との間の紛争であること。ただし、労働組合が関与している場合や退職後おおむね1年を経過している場合は除きます。 【申し立て手数料】 令和9年3月31日までは無料です。 【受付時間】 平日 9:00～17:00 （昼休み 12:00～13:00） （休業 土日祝祭日、お盆、年末年始）

	問い合わせ先	利用できる制度
岐阜地方裁判所	岐阜地方裁判所 (住所) 岐阜市美江寺町 2-4-1 (電話) 058-262-5167	【利用できる手続】 ●労働審判（岐阜地方裁判所のみ） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則 3 回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断（労働審判）を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 <u>3 回以内という少ない期日の中で、効率的に争点を整理し、審理していく必要があるため、申立てに当たっては、弁護士の利用をお勧めします。</u> ●民事訴訟（訴額が 140 万円を超える場合） 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決により紛争の解決を図る手続です。 【費用について】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要です。手数料の金額は、手続の種別や請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記手続に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。</u> 上記手続以外にも、仮処分手続等があります。
	岐阜地方裁判所大垣支部 (住所) 大垣市丸の内 1-22 (電話) 0584-78-6318	
	岐阜地方裁判所高山支部 (住所) 高山市花岡町 2-63-3 (電話) 0577-32-3313	
	岐阜地方裁判所多治見支部 (住所) 多治見市小田町 1-22-1 (電話) 0572-22-0946	
岐阜県内の簡易裁判所	岐阜地方裁判所御嵩支部 (住所) 可児郡御嵩町御嵩 1177 (電話) 0574-67-3111	【利用できる手続】 ●民事調停 裁判所の調停委員会の仲介によって、相手方との話し合いでトラブルを解決する非公開の手続です。 ●民事訴訟（訴額が 140 万円以下の場合） 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決により紛争の解決を図る手続です。 ●少額訴訟（訴額が 60 万円以下の金銭の請求に限る） 民事訴訟のうち、少額の金銭の支払をめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。 【費用について】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要です。手数料の金額は、手続の種別や請求金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記制度に対する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。</u> 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続があります。
	岐阜簡易裁判所 (住所) 岐阜市美江寺町 2-4-1 (電話) 058-262-5286	
	大垣簡易裁判所 (住所) 大垣市丸の内 1-22 (電話) 0584-78-6326	
	高山簡易裁判所 (住所) 高山市花岡町 2-63-3 (電話) 0577-32-3313	
	多治見簡易裁判所 (住所) 多治見市小田町 1-22-1 (電話) 0572-22-0828	
	御嵩簡易裁判所 (住所) 可児郡御嵩町御嵩 1177 (電話) 0574-67-3111	
	郡上簡易裁判所 (住所) 郡上市八幡町殿町 63-2 (電話) 0575-65-2265	
岐阜県内の簡易裁判所	中津川簡易裁判所 (住所) 中津川市かやの木町 4-2 (電話) 0573-66-1530	

【本一覧表作成担当】

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議 事務局

岐阜労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官

TEL 058 - 245 - 8124

※ サービスの内容、制度の詳細については、各機関・団体にお問い合わせください。

(岐阜) 労働相談・個別労働紛争
解決制度関係機関連絡協議会

作成 平成 27 年 9 月
最終修正 令和 7 年 12 月